

幼稚園等 ICT 化支援補助事業概要

1 補助対象園

- (1) 学校法人立の私立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園
- (2) 社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園

2 補助対象事業

幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入

3 補助対象経費

下記①～③の何れかを満たす場合に限り補助対象となります。

- ① 教員等の業務負担軽減に必要な情報システム（※1）の導入経費（端末設置や通信環境整備にかかる工事費を含む）、改修費、リース料、保守費、通信費等。

※1 教員等の業務負担軽減に必要な情報システムは、I～IVに掲げる機能を1つ以上有するシステムであること。

- I. 教育に係る計画・記録に関する機能
- II. 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- III. 保護者等の連絡に関する機能
- IV. キャッシュレス決済に関する機能

- ② 上記 I～IVの機能を有する情報システムを利用するために必要な端末や備品等の購入費、更新費。

- ③ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入や通信環境の整備等に必要となる経費。（令和8年度事業より新設予定）

4 交付基準額等

- (1) 交付基準額：1施設当たり 1,000千円（6学級以下）
1,500千円（7学級以上）

- (2) 補助率

1/2

- (3) 学級数の考え方

○幼稚園

令和8年5月1日現在の学校基本調査で報告した実学級数又は認可学級数のどちらか少ない数

（裏面もご確認ください）

○認定こども園

(令和8年5月1日現在の学校基本調査で報告した実学級数又は認可学級数のどちらか少ない数) + (令和8年5月1日現在の3号園児学級数)

※3号園児学級数の計算方法

(0歳児在園児数) × 1/3 + (1～2歳児在園児数) × 1/6

5 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

6 留意事項

【共通事項】

- (1) 補助を受けた最終年度から5年間は、本補助金を申請することはできません。ただし、①システムに関するI～IVの新しい機能追加や③児童生徒性暴力防止法のデータベース活用は例外的に申請可能です。
- (2) 備品は具体的な使用目的や必要性があり、教員等の業務負担軽減及び幼児教育の質の向上に資することが説明できるものに限り、(I～IVの機能を持ったシステムまたは犯罪事実確認等を利用するためのものが対象です。)
- (3) 園で導入するシステムや機器についての内容を記載した見積依頼書(兼仕様書)を必ず作成して提出してください。
- (4) Wi-Fi ルーター設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象としますが、大規模な改修工事を伴わないものに限り、
- (5) 履行確認書類として、納品書・請求書・領収書の3点を提出していただきます。書類の発行が可能か事前に業者にお確かめのうえ、見積を依頼してください。

【幼保連携型認定こども園向け】

- (6) 幼児教育の質の向上を目的としたICT化の促進を行うための事業であり、その他の補助事業と重複して実施することはできません。